

ご遺族手続支援コーナーの開設について

(地域生活部市民課・行政経営部行政総務課)

1 コーナー設置の目的

市民の死亡に伴う手続は、市役所に関係するものだけでも複数の課に跨り、また、人によって種類や内容が異なるため、遺族にとっては大きな負担となっている。身近な人を亡くして間もない遺族に寄り添い、その負担を軽減するために、死亡時の市役所における手続きをワンストップ化する窓口を開設する。

2 コーナーの概要

- (1) 死亡に伴う各種手続についてまとめたガイドブックを死亡届提出時に配付する。
- (2) コーナーの利用を希望する場合は、ガイドブックを見て事前に電話で予約する。
- (3) コーナーにおける手続時間は60分程度を想定している。
- (4) 提出が必要な申請書類にはお亡くなりになった方の情報などをあらかじめ印字しておくなど、利用者の負担を軽減する。
- (5) 基本的にはコーナーで手続を行い、必要に応じて担当課に案内する。

3 コーナー開設時間

- ・平日の ① 9:30～10:30、② 13:30～14:30、③ 15:00～16:00
- ※ 1日当たり3枠の事前予約制
- ※ 最短で、予約の電話をした日の3営業日後から利用可能

4 サービス開始時期

- ・令和3年3月15日(月)から電話にて予約受付を開始する予定。
- ※ 予約受付時間：9:00～17:00
- ※ 電話：0547-36-7676(3月15日から開通の予定)

5 設置場所

- ・市役所本庁舎1階 正面玄関東側

6 コーナーで取り扱う主な手続

- ・国民健康保険被保険者証の返還(国保年金課)、葬祭費の申請(国保年金課)、介護保険被保険者等の返還(長寿介護課)、障害者手帳の返還(福祉課)、市営住宅返還(建築住宅課)など 6課32手続
- ※ 市役所以外における手続については、必要に応じて手続場所等を案内する。

(裏面に続きます)

7 県内各市の状況

- ・静岡市、富士市、掛川市、藤枝市などで、同様のサービスを行っている。

問合せ

制度設計：行政総務課 横山・永田（電話 0547-36-7235）

サービス内容：市民課 新間（電話 0547-36-7194）